

熊本市市道認定基準の お知らせ

Road of Kumamoto City

10

手続き

1

市道認定要望書を提出してください。



2

当課職員が現地調査をしたうえ、地元代表者に当該道路の認定条件を提示します。



3

認定基準を満たす場合は、当該道路の土地所有者から道路敷地寄付申請、印鑑証明、登記承諾書を提出してもらいます。



4

境界立会、測量を実施します。



5

市道の認定議案を市議会（年4回）に提出します。



6

議会で承認後、分筆および所有権の移転登記を行います。



7

登記済みの通知を寄付申請者に行います。



8

地元から道路整備要望書を提出してもらいます。



9

側溝や舗装など当該道路の整備をします。



私道や里道が不特定多数の人や車両に利用されており、公共の道路として熊本市で維持管理していくことが適当と考えられる道路について、市道認定の判断基準を示したものです。

熊本市 都市建設局 土木部 土木総務課

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

認定

基準

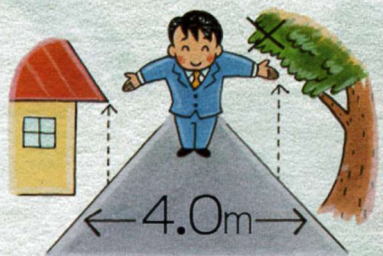
認定

基準

1

幅員

有効幅員4.0m以上です。



2

縦断勾配

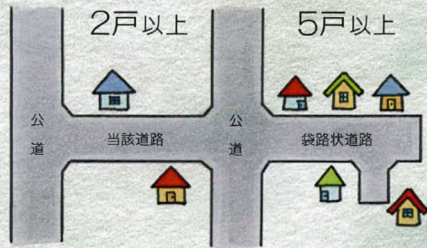
縦断勾配は9%以下とします。ただし、地形状やむを得ない場合は、12%以下とします。



5

利用戸数

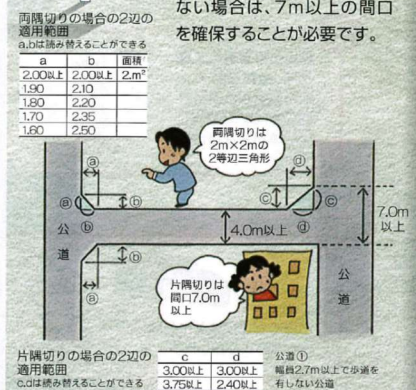
市道として認定されるためには、当該道路を利用する建築物の戸数が2戸以上、袋路状道路については5戸以上あることが必要です。



6

隅切り

道路の交差部分には、隅切りが必要です。隅切りは2m×2mの二等辺三角形の斜辺を基本にします。ただし、地形上やむを得なく片隅切りしかできない場合は、7m以上の間口を確保することが必要です。



3

接続先

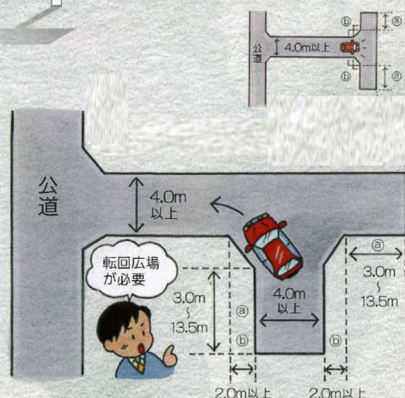
認定を要望される道路は、一方は必ず幅員2.7m以上の公道に接していなければなりません。他方は、1.8m以上の公道に接するか、または、認定可能な開発道路に接続していなければなりません。



4

袋路状道路

ただし、行き止まりになっている袋路状道路の場合は、終点に自動車がUターンできるスペース(転回広場)が必要です。



7

道路排水施設

認定対象道路にある既存の排水施設は、当該道路が市道として認定された時点で、所有権を熊本市に移転することが必要になります。

2

道路用地

認定対象道路は、土地所有者が無償で寄付をするものでなければなりません。分筆が必要な土地は、熊本市の費用で分筆登記を行います。また、寄付申請を受ける土地の抵当権の抹消は熊本市で行います。ただし、申請者は熊本市へ道路敷地の寄付を行うことについて、事前に金融機関からの承認を得て下さい。

8

階段道路

有効幅員が2.0m以上あり、通り抜けできる階段道路は、市道として認定します。

